

陸上自衛隊仕様書		
宿 舎 借 上	仕 様 書 番 号	
	教訓研本教－29	
	作 成	令和 5 年 10 月 10 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	教育訓練研究本部教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部が実施する現地教育において使用する宿舍借上及び食事の提供について規定する。

1.2 一般的事項

契約の相手方は、食品衛生法及び同施行令に基づく営業許可を受け、かつ、同法による各検査に合格している飲食店、営業者が衛生的に調理加工し、製造された飲食物を提供する。

なお、この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

この仕様書に規定していない事項は、契約相手方の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

2 宿舍借上に関する要求

2.1 品名、規格、場所、期間、単位及び数量

品名、規格、場所、期間、単位及び数量は、表1による。

表1－品名、規格、場所、期間、単位及び数量

品名	規格	場所	期間	単位	数量	備考
シングル	バス・トイレ付	那覇市	令和6年1月16日 ～令和6年1月19日	人泊	18	18名 3泊

2.2 宿泊施設

宿泊施設は、宿泊人員を1施設に収容でき、かつ、宿泊人員が一時的に収容できる場所を有すること。細部は、官との調整による。

2.3 喫食場所

宿泊人員が喫食時間内に十分な間隔を確保して（感染対策）喫食できる場所を有すること。

細部は官側との調整による。

2.4 会議場所

宿泊者が使用できる会議場所（20名規模の会議室1室）を備えていること。パーティション等で区切る要領で会議場所を確保する要領でも可能とする。細部は、官側との調整による。

2.5 駐車場

駐車場は、宿泊施設の敷地内において、車両1両（普通車2000cc以上クラスワゴンタイプ8人乗り以上）が駐車できる場所を有すること。

2.6 停車場

停車場は、宿泊施設の敷地内又は徒歩移動可能な近傍の場所において、マイクロバス1台が停車できること。

3 食事の提供に関する要求

3.1 品名、規格、場所、期間、単位、数量など

品名、規格、場所、期間、単位、数量などは、表 1 による。

表 1—品名、規格、場所、期間、単位、数量など

品名	規格	場所	期間	単位	数量	喫食場所 納入場所	喫食時間 納入期限
朝食	定食又は バイキング	那覇市	1 月 17 日	食	1 8	喫食場所 宿泊施設内 又は 近傍施設	喫食時間 0 6 3 0 ～ 0 8 0 0
			1 月 18 日	食	1 8		
			1 月 19 日	食	1 8		
		計		食	5 4		
昼食	弁当又は おにぎり及び副食 茶（ペットボトル）	那覇市	1 月 17 日	食	1 8	納入場所 宿泊施設内 又は 近傍施設	納入期限 0 7 3 0
			1 月 18 日	食	1 8		
			1 月 19 日	食	1 8		
		計		食	5 4		
夕食	定食又は バイキング	那覇市	1 月 16 日	食	1 8	喫食場所 宿泊施設内 又は 近傍施設	喫食時間 1 8 0 0 ～ 1 9 0 0
			1 月 17 日	食	1 8		
			1 月 18 日	食	1 8		
		計		食	5 4		

3.2 献立

献立は、次による。

- 朝食及び夕食は、通常の営業において提供される一般客同様の献立であること。
- 昼食は、個人携行に便利な使い捨て容器の弁当であること。
- 一人一日当たりの定量及び栄養摂取量は、一般成人男子の値を目安とすること。

3.3 朝食及び夕食の喫食場所

朝食及び夕食の喫食場所は、宿泊施設内又は近傍において、全員が一堂に食事ができること。

3.4 昼食の納入場所

昼食の納入は、宿泊施設とする。やむを得ず、宿泊施設での納入が困難な場合は、納入期限も含め官側との調整による。

3.5 昼食の弁当ガラ等

昼食の弁当ガラ等は、宿泊施設への持ち込みとする。但し、1 月 1 9 日分は、官側で持ち帰る。細部は、官側との調整による。

4 品質保証

検査は、契約担当官等が定める検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

入札又は見積に参加するものは、宿泊施設名、場所、部屋等の概要を適宜の様式により、指定された期日までに契約担当官等に申請し、承認を得るものとする。

5.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

5.3 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。